

令和6年 第2回山ノ内町農業委員会総会議事録

1. 総会の種類	定例					
2. 開催の告示期日	令和6年2月14日					
3. 開催通知の期日	令和6年2月14日					
4. 招集期日	令和6年2月28日					
5. 招集場所	町文化センター3階ホール					
6. 招集者	山ノ内町農業委員会会長 山本善孝					
7. 開催時刻	午後 4時00分					
8. 議長氏名	山本善孝					
9. 委員出欠席	議席	氏名		議席	氏名	
	1	湯本幸作	出	10	藤浦忠広	出
	2	湯本久万	出	12	下田和浩	出
	3	小古井英雄	出	13	小池俊治	出
	4	下田健志	出	14	齊藤蝶次郎	出
	5	山口 剛	出	15	佐藤次雄	出
	6	望月美知子	出	16	白鳥金次	出
	7	福井敏彦	出	17	湯本貴文	出
	8	渡辺輝子	出	18	上原 仁	出
	9	湯本 浩	出	19	山本善孝	出
10. 事務局出欠席	事務局長		宮崎弘之			出
	係 長		青木重喜			出
	書 記		山岸孝子			出
	書 記		小林万里奈			出
	書 記		石川政志			出

1 1. 報告事項

- 報告第 3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 報告第 5号 農地法施行規則第29条第6号による届出について

1 2. 提出議案

- 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 6号 農用地利用集積計画の承認について

13. その他

令和5年度下半期農地流動化補助金について
令和5年度最適化活動の点検・評価について

<開会>

会長代理 皆様ご苦労さまです。定刻を過ぎましたので、ただいまより令和6年第2回山ノ内町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。
まず初めに、本日、白鳥委員ですが、議会のため遅れるということなので、ご報告申し上げます。
それでは、開会の言葉を山本会長、よろしくお願いいたします。

<招集者挨拶>

会 長 こんにちは。足元の悪い中、また仕事がお忙しい中大変ありがとうございます。予定にもなく雪が降ってしまい、それなりに雪の量は降ったんですけども、大分地面が暖かくなってきたと思うんですけども、道路のほうも雪次第となるような状態で、これからまた雪解けが進んで農作業も忙しくなると思いますけれども、頑張っていて仕事をさせていただきたいと思います。
それと1月の定例会の後に農業委員会の新年会を行いましたけれども、大勢の方にご参加いただきまして、大変ありがとうございます。
その後2月に入りまして、2月5日から7日まで農業委員会の旅行ということで沖縄旅行に行っておりましてけれども、行く前の日あたりもちょっとニュースになったかもしれないですけども、飛行機の関係でアクシデントがあり、それには引っかけからずは無事行けたことを大変うれしいと思います。
それと今月14日に町農業再生協議会のほうでブラッシュアップ品評会のブドウの部とリンゴの部の品評会の表彰式を当文化センターのほうで行いました。その後、佐藤可奈子さんをお招きしまして講演会を開催させていただきました。これも引き続きでありましたけれども、大勢の方に参加していただき、視聴していただき大変ありがとうございました。
それと昨日ですか、農業次世代人材投資事業ということで、12名の方の就農状況に関わる報告ということで、事務局とJAと、支援センターのほうの担当者として就農状況をお聞きしたわけですけども、皆さんが若くて意欲を持って農業をされているようでした。これからも頑張っていて農作業を行ってほしいと思います。
これで簡単ではありますが、挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

会長代理 山本会長、ありがとうございました。
それでは、引き続き議事の進行を山本会長、よろしくお願いいたします。

<議事録署名委員の選任>

議 長 それでは、4番の議事録署名委員の選任について、今日は
8番 渡辺輝子 委員
9番 湯本 浩 委員
よろしくお願いいたします。

<議事>

議 長 それでは、5番の議事に入ります。

(1) 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 1ページをごらんください。報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、今月6件です。

1件目、農地所有者は、〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇外7筆、現況地目、田、現況面積7,353平米、あっせんの希望はございません。

2件目、農地所有者は〇〇〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇外5筆、現況地目、畑、現況面積12,889平米、あっせんの希望が一部ございます。位置図を19ページにご用意しました。ご覧ください。場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇にある農地2筆となります。

1ページに戻ってください。

3件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇、相続者、〇〇〇〇、対象農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇外2筆、現況地目、畑、現況面積1,112平米、あっせんの希望はございます。位置図を20ページにご用意しました。ご覧ください。場所ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇から南東の方角にある農地3筆となります。

1ページに戻ってください。

4件目です。農地所有者は〇〇の〇〇、相続者、〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇外1筆、現況地目、畑、現況面積2,812平米、あっせんの希望はございません。

5件目、農地所有者は〇〇の〇〇〇、相続者は〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇外2筆、現況地目、畑、現況面積1,061.33平米、あっせんの希望はございません。

6件目、農地所有者は〇〇〇の〇〇〇〇〇、相続者は〇〇〇〇、対象農地、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇-〇外7筆、現況地目、田、現況面積5,592平米、あっせんの希望はございません。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告事項ですけれども、何かご質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、次に進みます。

(2) 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料2ページをお願いします。報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、今月3件です。

1件目、所在地は、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積2,204平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人の体調不良によるためとなっております。

2件目、所在地は、大字平穩字〇〇〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積1,450平米、通知人、賃貸人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、第三者へ所有権移転するためとなっております。

3件目、所在地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積830平米、通知人、賃貸人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、賃借人が〇〇〇の〇〇〇〇〇、解約に至った理由ですが、賃借人へ所有権移転するためとなっております。

以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告事項に対してご質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、(3) 報告第5号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料3ページをお願いします。
報告第5号 農地法施行規則第29条第6号による届出について、公共工事による農地転用の届出という案件になります。
今月1件ございまして、所在地は大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、字〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、〇〇〇-〇の計7筆になります。地目は台帳、現況ともに畑、面積は合計134.36平米、農地区分は1種農地に該当しまして、申請事由ですが、町道拡幅のための道路用地ということになります。申請人ですが、〇〇〇〇、事由の詳細ですが、鉄塔建設工事に伴い工事車両の通行用に拡幅した箇所がありまして、現状のまま町道として利用するために転用するというものでございます。
位置図ですが、21ページをお願いします。
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の7筆ということになりまして、その他資料として22ページから27ページにかけて地積測量図をそれぞれの筆ごとにつけております。
以上、報告します。

議 長 ありがとうございます。ただいまの報告事項について質問のある方は挙手願います。

小古井委員 ちょっとお聞きしたいのですけれども、面積を表すのに、点、何々というのと、点で終わっているものがあるんですけども、どうしてこれは統一しないのですか。

事務局 農地の関係ですと10平米だと10平米になるのですけれども、あと3平米とかという1桁台は少数が出るように、そういう登記の規定みたいなのがあって、宅地は全部出るのですけれども、決まりがあるんです、そういう表記になっています。

小古井委員 一番上は10平米ですね。一番下が50平米ですね。だけれども、一番上は10.00だけれども、一番下は50平米。一番下のは下2桁まで表示されてない。

事務局 確かに、ないですね。

小古井委員 統一してもらわないと見づらい。

事務局 はい、ご指摘のとおり、修正して見やすくしておきます。

議 長 ほかに質問がある方挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。
(4) 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料4ページをお願いします。
議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、今月6件です。
1件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに13,

054 平米、家族総数3、稼働人員3、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積20,671 平米、耕作面積21,406 平米、家族総数4、稼働人員4、申請地は、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積841 平米。契約内容は売買で、価格は10アール当たり15万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため経営規模の縮小、受人につきましてはリンゴの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を28ページ、公図を29ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から約300メートルほど北東に位置する農地となります。

2件目ですが、申請人、貸人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積13,876 平米、耕作面積8,087 平米、家族総数3、稼働人員ゼロ、借人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともにゼロ、家族総数6、稼働人員2、申請地は、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積は1,525 平米、契約内容は賃貸借で、賃料は全体で1万5,000円となります。理由ですけれども、貸人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、借人につきましてはリンゴの作付で新規就農となっております。位置図を30ページ、公図を31ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇から約70メートルほど南東に位置する農地となります。

3件目ですが、申請人、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積18,216 平米、耕作面積9,393 平米、家族総数3、稼働人員1、受人は〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,832 平米、家族総数4、稼働人員2、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇、現況地目は畑、面積1,450 平米、契約内容は交換となります。理由ですけれども、渡人につきましては受人に同調するため、受人につきましては住宅周辺に農地をまとめるためとなっております。位置図を32ページ、公図を33ページに載せております。場所につきましては〇〇〇〇から約280メートルほど南西に位置する農地となります。

4件目ですが、申請人、渡人は〇の〇〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに3,832 平米、家族総数4、稼働人員2、受人は〇〇〇〇の〇〇〇〇〇、所有面積18,216 平米、耕作面積1,393 平米、家族総数3、稼働人員1、申請地は、大字平穏字〇〇〇〇〇〇、現況地目は田、面積2,684 平米、契約内容は交換となります。理由ですけれども、渡人につきましては受人に同調するため、受人につきましては所有農地をまとめるためとなっております。位置図を34ページ、公図を35ページに載せております。場所につきましては〇〇〇〇から約380メートルほど西に位置する農地となります。

5件目ですが、申請人、〇〇は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積994 平米、耕作面積164 平米、家族総数1、稼働人員ゼロ、受人は〇〇〇の〇〇〇〇、所有面積ゼロ、耕作面積6,240 平米、家族総数5、稼働人員4、申請地は大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積は830 平米、契約内容は売買で、価格は10万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては高齢のため経営規模の縮小、受人につきましては桃の作付で経営規模の拡大となっております。位置図を36ページ、公図を37ページに載せております。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の辺りより約320メートルほどに位置する農地となります。

6件目ですが、申請人、渡人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに4,200 平米、家族総数2、稼働人員1、受人は〇〇の〇〇〇〇、所有面積、耕作面積ともに16,547 平米、家族総数2、稼働人員2、申請地は大字平穏字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目は畑、面積597 平米、契約内容は売買で、価格は36万円となります。理由ですけれども、渡人につきましては労力不足のため経営規模の縮小、受人につきましてはプラムの作付で経営規模の拡大となっております。位置図を38ページ、公図を39ページにつけております。場所につきましては〇〇〇〇から約

270メートルほど北に位置する農地となります。
以上につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。
1番の案件の補足説明を湯本貴文委員、お願ひいたします。

湯本貴文委員 ○○○○さん、○○○○さんの件ですが、ずっと長い間、○○さんの土地を○○さんが借りてやっていたわけですが、○○さんのほうもこれ以上持っても手が出せないということなので、今やってもらっている○○さんのほうに買い取ってもらったほうが良いという話でお互いに話がまとまったことであります。○○さんは息子さんもやっぺいらっしゃいますし、問題のない案件と思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。1番の案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
2番の案件について、上原委員、補足説明をお願ひいたします。

上原委員 貸人は○○○○さんで、借人は○○○○君なんですが、もともとこの農地は何十年も前に○○君のおじいちゃんの代から借りていた土地です。おじいちゃんが昨年亡くなられて、○○○○君は昨年より新規就農ということで新たに家に入られて農業を始めました。それで農地の貸し借りもはっきり農業委員会を通して正式にしたいということなのでこの申請になりました。特に問題ないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。2番の案件について質問のある方は挙手願ひします。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願ひします。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
3番、4番の案件について、佐藤委員、お願ひいたします。

佐藤委員 ○○○○○さんは受人というか、両方、受人と渡人で交換ということなんですけれども、○○○○○さんも地図を見て分かると思ひますが、今度、受けるところは自分のブルーベリー畑がある隣に続いておりまして、昔から、○○さんから借りて田んぼをつくっていたんですけれども、もう80年も作っているというような話で、それでそのほかにもこの該当する田んぼより大分下に○○○○○さんの田んぼがありまして、後継者もなく、誰がやってもできないということで、今まで借りていたところを続きの自分の土地にして、それで下の田んぼのほうを○○さんのほうに譲って交換したいということをお願ひされたら、○○さんのほうでもそういう希望であるならということで話がまとまったようです。特別問題はないと思ひますので、本人同士の交換ということで了承、お互いに条件がそれでいいのではないかとと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。3番、4番の案件について質問のある方は挙手願ひします。
藤浦委員。

藤浦委員 本人同士の決断ですので問題はないとは思いますが、4番の交換の事由の中で所有農地をまとめるためになっているんですけれども、地図の上では既にまとまっているように見えるのですが。

佐藤委員 いや、上の〇〇〇〇さんのところに、地図を見てもらえば、その上に畑、そこにブルーベリーの畑があるんですけれども、それとつながるということです。それで面積的に言えば大分違うようですが、場所も家の近くにほしいということで、お互いに納得されて交換という形になりました。

議 長 藤浦委員、どうですか。

藤浦委員 はい。

議 長 ほかに質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、5番の案件について、湯本貴文委員、補足説明をお願いいたします。

湯本貴文委員 この案件なんですが、先ほど資料が2ページのところにある、先ほど報告させてもらった3番目の合意解約になっている案件なんですが、〇〇さんのほうは高齢ということでこれから農作業はできない。青木さんのほうもずっと畑を借りておられてやっていたのですが、そんなこともあってここで売買をしようという話が決まってこういうことになりました。何ら問題ないと思うので、よろしく願います。

議 長 ありがとうございます。5番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
大変申し訳ございません。3番、4番の可否を採るのが遅れてしまいました。
3番、4番に賛成される方は挙手願います。(挙手全員)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。
失礼しました。6番の補足説明を湯本浩委員、お願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんは労力不足ということで考えていました。〇〇〇〇さんに相談したところ、〇〇さんは畑を買ってプラムを作るということで話がまとまったということです。〇〇さんは後継者もいて、しっかりやっていますので問題ないと思います。

議 長 ありがとうございました。6番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

下田健志委員 すみません、今の関係の中でちょっと確認したいのですが、前回のときもあったのですが、今回のことで、確認ということで教えていただきたいのですが、2番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのところの契約内容、賃貸借という契約内容で、農地法第3条というところと、これから次に議題になる利用権設定農地の集計表の中で賃貸借というところになってくると、こちらのものと、それから利用権設定集計表の新規部分と何が違うのだから、ちょっと解説していただきたいんです。

事務局 それでは、回答させていただきます。
まず1つ目、2番の案件で〇〇〇〇さん、3条の賃貸借をしている、利用権をしないで、そういうところでよろしいですか。

下田健志委員 これから。

事務局 そうです、これから新規で、新規就農というところですか。

下田健志委員 はい、新規就農されている中についての賃貸借というところ、それと利用権設定集計表のところの新しく賃貸借の新規というところには載らない。

事務局 まず、利用権設定と農地法というのは別物なんですね。農地法第3条というのは農地法の中での農地の売買とか賃貸借になりまして、あと12ページ以降の利用権設定ですね、こちらが農業経営基盤強化促進法の中で農地の貸し借りをしているという案件なんです。一応町としての整理としては、利用権設定で農業経営基盤強化促進法を活用される場合は1,000平米を持っている方、農地を所有されている方、もしくは権利を有している方がこちらを使えるということで、〇〇さんの場合は現在所有面積、耕作面積ともにゼロということなので、利用権設定は使わずに、まずは3条で面積を取得していくということで、まず3条を提出されたということになります。

それとあと資料12ページからの再設定と、(新)、(再)というのは表の中の一
番のところよろしいですか。

それについては、(新)とやるのはこれから新しくその土地を借りますというところの(新)というところで、再設定というのは今までその土地を借りていて、借りるにも期間がありますので、その期間が過ぎて、また再度借りますよといった場合が(再)ということになります。

以上ですが、よろしいですか。

小古井委員 聞いていいですか、次に借りるときは利用権でいいの。

事務局 そうですね、今回の〇〇さんの場合は利用権設定を受けられる要件を満たしていますので利用権で大丈夫だということになります。今回借りる面積は1,525平米で利用権に合ってきます。有しているということであれば、利用権設定で使えるという整理でやっています。

小古井委員 何が違うの、人から土地を借りるには間違いないんだけども、同じことなんだけれども、その中、運用が変わるのかなと思って。

事務局 大きな違いというのが、3条でもし貸し借りを10年間したという場合は、10年過ぎて何も双方していない場合は自動的にまた10年間の貸し借りの契約がつくんです。その貸し借りの契約を解除するためには、双方合意解約の書類を出していただかないと権利の解消というのがされないんです。利用権設定というのは期間を決めて貸し借りをしていますので、その期間が過ぎれば自動的に解消するというものになりますので、どちらかという第3条で借りたほうが借りているほうが有利になってしまうというものなんです。あと書類の提出的に3条よりも利用権設定のほうが書類が少なく、利用権設定を使えるという方は積極的にこちらを活用され

ています。
以上です。

小古井委員 設備投資をすとか棚をつくるということで借りる場合はそっちで借りたほうが10年たったら返してもらおう。嫌だと言えば、ずっと借り放しができるということだね。

事務局 そうです、基本的に双方の合意が解約できないので、おっしゃるとおりですね。

小古井委員 そういふのはもしまたケースがあったときにはそれを教えたほうがいいのか。

事務局 棚を立てると言った場合はリスクがあるんです。借りているほうが棚を立てて、棚を立てた後に返してほしいということが実際に半ばでもありますので、なので、かなり設備投資をする際には農業委員さんとして伝えたほうが親切かなと思います。それ以外に農地法に限らず、契約書も結んでもらうといったようなやり方もされるところがあるみたいなので、3条にするか、利用権にするか、3条のほうが耕作者の権利が守られるということと、あと契約書を作っておいたほうがいざというときには安心だということになります。

小古井委員 分かりました。ありがとうございます。

議長 他に何かご質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、次に進みます。

(5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料6ページをお願いします。議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用に関する案件でして、今月1件ございます。
所在地ですが、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇-〇、地目は台帳、現況ともに畑、面積は444平米、農地区分は3種農地に該当しまして、申請事由としては駐車場の造成ということになります。申請人ですが、渡人は〇〇〇〇の〇〇〇、受人は〇〇〇の〇〇〇、契約内容は売買で、事由の詳細ですが、自宅に隣接する農地を自社の重機等の駐車場として利用するために転用するというもので、位置図ですが、資料40ページをお願いします。場所は〇〇〇〇〇〇から道を挟んで正面の農地になります。そのほか公図の写しを41ページ、配置計画図を42ページに用意してあります。
以上になります。

議長 ありがとうございます。
5番の案件について、山口委員、補足説明をお願いいたします。

山口委員 〇〇さんは先代のお父さんはあその畑で芋を作っていたらっしゃいましたが、ということで本人さんは〇〇〇〇のお仕事をされております。その後は野菜畑を、皆さん御存じだと思うんですが、人に貸されております。その後、畑の上に〇〇さんの会社があるんですけれども、〇〇さんは非常に地元密着型の〇〇〇さんというか、であって、今の時期であれば除雪を非常に丁寧にやってくれるということなので、これを機に駐車場として利用されるということなんです。例えば畑の伐採、それ

と暗渠の排水等々、土地勘も非常にあると、いい機会になりますので、我々農業者にとっても非常にありがたいということになります。どうぞお認めいただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。
次に、進みます。
(6) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 資料10ページをお願いします。
議案第6号 農用地利用集積計画の承認につきまして、今月、公社との売買が1件、利用権設定の新規設定が6件、再設定が8件の計15件です。
まず、売買のほうから申し上げます。
所有権の移転を受ける者、〇〇〇〇の〇〇〇〇、移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、移転する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇-〇外2筆、現況地目は田と畑、合計面積4,104平米、利用目的はブドウの作付になります。所有権の移転時期、対価の支払い時期、引き渡しの時期につきましては令和6年3月15日、対価につきましては81万3,000円となります。
続きまして、資料12ページをお願いします。
次に、利用権となります。1件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,932平米、利用権の種類は賃借権で3年の設定で、飼料作物の作付を予定しています。賃料は10a当たり5,000円の再設定となります。
2件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積2,894平米、利用権の種類は賃借権で3年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は10a当たり2万円の再設定となります。
3件目ですが、設定を受ける者が〇の〇〇〇〇、設定する者が〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積633平米、利用権の種類は賃借権で5年の設定で、芋の作付を予定しています。賃料は10a当たり1万8,700円の再設定となります。
4件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,015平米のうち600平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で3,000円の新規設定となります。
5件目、6件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇〇〇、字〇〇〇〇〇〇〇-〇外3筆、現況地目、畑、合計面積5,180平米、利用権の種類は賃借権で1年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で5,000円の再設定と3万5,000円の新規設定となります。
7件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積3,102平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は10a当たり4,370円と8,000円の新規設定となりま

す。

8件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字戸狩字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積210平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、野菜の作付を予定しています。賃料は全体で1,000円の新規設定となります。

9件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字平穏字〇〇〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇、現況地目は田で、合計面積2,005平米、利用権の種類は賃借権で3年の設定で、水稻の作付を予定しています。賃料は全体で1万4,000円の再設定となります。

10件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,015平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は全体で1万円の新規設定となります。

11件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積1,112平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、プラムの作付を予定しています。賃料は10a当たり5,000円の再設定となります。

12件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字寒沢字〇〇〇〇〇〇-〇、現況地目、畑、面積851平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、野菜の作付を予定しています。賃料は10a当たり1万円の再設定となります。

13件目ですが、設定を受ける者が〇〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇〇の〇〇〇〇〇〇、設定する農地、大字夜間瀬字〇〇〇〇〇〇、現況地目、畑、面積1,390平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、ブドウの作付を予定しています。賃料は10a当たり2万円の新規設定となります。

14件目ですが、設定を受ける者が〇〇の〇〇〇〇、設定する者が〇〇の〇〇〇〇〇、設定する農地、大字佐野字〇〇〇〇〇-〇、〇〇〇-〇、現況地目、畑、合計面積2,534平米、利用権の種類は賃借権で10年の設定で、リンゴの作付を予定しています。賃料は10a当たり2万円の再設定となります。

以上、15件につきまして承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、利用権移転の1番の案件から、齊藤委員、補足説明をお願いいたします。

齊藤委員 この案件につきましては、〇〇〇に住んでおられますが、〇〇〇地区に畑を借りて農業をやられるという方です。今回、こちらのほうでブドウを作りたいということで方々に聞いて回ったところ堀米さんという方から3つほど譲り受けるという話になりました。認定農業者ですので、やってくれると思いますので、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。
(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成で可決といたします。

利用権設定の集計表について、1番の案件について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇さんは高齢ということで作付できないという中で、〇〇〇〇さんですが、そ

の畑をお借りして飼料作物及び野菜の栽培をしたいということで、これは再設定で3年契約ということで、自分も、〇〇さんのほうもぼちぼち年かなということで、3年くらいの契約ならいいかなという話の中でまとまりました。以上です。

1番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

2番の案件について、下田健志委員、お願いいたします。

下田健志委員 〇〇〇〇さんなんですけれども、現在70歳ということでありまして、もう前々から専業農家として立派にやっておられまして、今回につきましても再設定ということであり、当分そこで作っていかれるんだということでありまして、3年という期間につきましては〇〇さんと〇〇さん、ご本人さん同士で話あっているんですけれども、〇〇さんにつきましては健康でもあります。まだまだこれから十分やっていけると思われますので問題ないと思います。そんなことで皆さん承認をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

3番の案件について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんのほうなんですけれども、〇〇さんも高齢ということで農作業ができないということで、〇〇さんが借り受けてリンゴの栽培をしています。〇〇さんのほうは自宅に近いということで作業性もいいということで、畑の管理も徹底されているので、また再設定ですので、よろしくをお願いいたします。

ただいまの案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

4番の案件について、湯本浩委員、補足説明をお願いいたします。

湯本浩委員 〇〇さんのこの畑につきまして、現在は何も作っておりません。隣に〇〇〇〇さんのリンゴ畑があり、〇〇さんが何も作らないのなら、リンゴを植えてリンゴ畑にしたいということで〇〇〇〇さんに話をしてこの話がまとまりました。〇〇さんはしっかりやっておりますので、問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。4番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

5番、6番の案件、一緒ですので、私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇さんは現在勤め人ということで農家のほうは一切手をつけていないということで、これは再設定であります、〇〇〇〇さんがお借りして栽培していきます。

〇〇さんのほうですけれども、〇〇さんも勤め人ということで農家のほうはやっておられないということで、これは〇〇〇〇さんのほうのリンゴを栽培されるということです。〇〇〇〇さんのほうは再設定ですけれども、〇〇さんのほうは新規設定ということで、〇〇さんも両方とも1年契約ということで、〇〇さんのほうもあまり長期間借りるとちょっと先が分からないということで契約は1年契約ということです。〇〇さんのほうも畑のほうの管理は徹底されていると思いますので、よろし

くお願いいたします。

5番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

6番の案件について、質問のある方は挙手願います。

藤浦委員。

藤浦委員 これは新規ということですがけれども、リンゴが植わっている方なんですか。

議 長 リンゴは植わっています。

佐藤委員 新規ですがけれども、これは報告してない、今までもずっと借りていたんですか。

議 長 ○○さんがですか。今まで借りていなくて、○○さん自体、両親もあまり畑には出ていないと思うんですけれども…。

事務局 ○○さんなんですけれども、一応中間管理機構を通して貸借をやっていたんですけれども、中間管理機構を通すとどうしても5年とか10年、長い期間の貸し借りになってしまって、○○さんも期間が長いとちょっと体調もあったりするので、1年契約にしたいということで、中間管理機構と貸借を合意解約して、利用権設定を新たに1年の期間で設定という形になります。

議 長 ○○○○さんのほうから中間管理機構を使いたいんですけれども……という話をお聞きしているんですけれども、そういう事情だそうです。
ほかに質問事項がありましたら、挙手願います。(なし)
ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。
7番の案件について湯本久万委員、お願いいたします。

湯本久万委員 ○○さんのこの畑は今まではほかの方に作ってもらっていたんですが、その方も労力不足で返されまして、それを○○○君が借りて規模を拡大してブドウを作りたいということなので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございました。7番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。
8番の案件について、上原委員、補足説明をお願いいたします。

上原委員 ○○○○委員の案件であります。この畑は前々からお聞きするとお父さん、○○委員のお父さんが野菜畑として○○さんから借りていたそうです。今回、農業委員会を通して賃貸借をしたいということで申請になりました。どうかよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございました。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございました。全員賛成で可決といたします。

〇〇委員、可決ということでお願いいたします。

9番の案件について、佐藤委員、補足説明をお願いいたします。

佐藤委員 〇〇〇〇さんは〇に住んでいてお母さんの介護しながらやっておられる。〇〇〇〇さんは田んぼを主にやっておられます。これも再設定ですので、今までどおり水稻を作るということで問題ないと思います。お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。
10番の案件について、白鳥委員、補足説明をお願いいたします。

白鳥委員 まずは遅れてきましたことをおわび申し上げます。すみませんでした。
それでは、〇〇さんの案件ですけれども、ご承知のとおり〇〇〇〇の息子さんでございます。認定農業者でございます、お父さんたちと一生懸命やっておられます。〇〇〇〇さんのほうはご承知のとおり〇〇〇〇に住んでおられるということで、今までもつくっておられなかったということなので、新規でございますけれども、〇〇さんが十分やっていただけだと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。この案件について質問のある方は挙手願います。(なし)
ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)
ありがとうございます。全員賛成で可決いたします。

小古井委員 会長、ちょっと聞いていいですか。今退席される途中で当事者だったら分かるんですけれども、どの辺のところまでが退席しなければいけないのか、例えば奥さんの名前が出て、俺の名前が出ていたら俺が出なければいけないとか、どういう。

議 長 身内に関わる問題になってくると思うんですけれども、定かな規定はあるんですか。

事務局 山ノ内町の農業委員会に関する規則で、親族ということで、たしか第二親等までだったと思うんですけれども、自分の子供とか、親。

小古井委員 親、子、孫はどうなんですか。

事務局 資料が事務局にありますので、調べて来月にまたお知らせいたします。

議 長 佐藤委員。

佐藤委員 前回のとき、兄貴のがあって、外に出るのかと思った。

議 長 でも、もう婿に出られているから、全くそれは別になるからいいんじゃないですか。同じ生計で。

事務局 どういう内容なのかというのを詳しく調べておきます。

議 長 では、すみません、次回ということで事務局のほうで調べてきますので、よろしく

お願いいたします。

では、11番の案件について私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんのほうですけれども、〇〇〇〇さんも高齢ということで最近一切農作業もされていないということで、〇〇〇〇さんがその畑を借り受けてプラムを栽培されています。管理のほうは丁寧にされていますので、また、再設定ですですのでよろしくお願いいたします。

この案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら、採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

12番の案件について、白鳥委員、補足説明をお願いいたします。

白鳥委員 〇〇〇〇さんはご高齢ではございますけれども、若手夫婦も休みにはお手伝いをしてしっかり管理をされておられます。再設定でございますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。ただいまの案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

14番の案件について私のほうから補足説明をさせていただきます。

〇〇〇〇さんですけれども、〇〇さん自体、農地をたくさん持ってリンゴ栽培をしているわけですけれども、ちょっと手が回らないということの中で、〇〇〇〇さんがその畑を借り受けて栽培されています。〇〇さんのほうは再設定でありますので、管理のほうも徹底されていると思います。

以上です。

14番の案件について、質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

すみません、また落ち度がありまして、13番の案件について補足説明を湯本久万委員、お願いします。

湯本久万委員 〇〇〇〇さんは現在会社員で、兼業農家でブドウを作っておられます。〇〇さんは、この方の息子さんが今までブドウを作っていたのですが、病気が悪くなりまして今年からはできないということなので、その畑を〇〇〇〇さんが借りて、定年後の規模拡大をしたいということなので、よろしくお願い致します。

議 長 ありがとうございます。13番の案件について質問のある方は挙手願います。(なし)

ないようでしたら採決に入ります。賛成の方は挙手願います。(全員挙手)

ありがとうございました。全員賛成で可決いたします。

以上をもちまして議事を終了したいと思います。ご協力、ありがとうございました。

会長代理 山本会長、議事進行、ありがとうございました。

<その他> 令和5年度下半期農地流動化補助金について
令和5年度最適化活動の点検・評価について

会長代理 以上をもちまして、第2回山ノ内町農業委員会定例総会を終了させていただきます。
どうもありがとうございました。

閉会 午後 5時38分

上記の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員
